

やはり目が届かなかったのか、いや、これはこれでよろしいんだというしつかりとした理由が
お持ちであるかどうかという、この四つの問題につきまして明確に御答弁を
願ひ申し上げたいと思うわけですが。

お断りいたしておきますけれど、私は、この条例に基づく福生市組織規則とい
うものの第一條に、この規則は市長の権限に属する事務を適正かつ知率
的に処理するため必要な組織を定めることを目的とするというふうにしてくた
われております。組織条例に基づきまして市長が市長としての責務を果た
していくんだというふうな立場に立ちましてその組織を市長の権限に属する事
務を適正かつ知率的に処理するためにこういった部、課、係、そういったものを
設ける必要があるんだと、こういうふうなことでこの組織条例につきましては長い
間、部内においても検討されてこれが今後の田村市政を推進する上において、
どうしても必要なことであるというふうな、いま、前の村尾議員さんの質疑に
市長、お答えになりました。

私は、そういった意味においてすべてが満足というわけではございませぬけれど、
この内容につきましては市長の権限において、責任においてこうせねばならぬとい

う結論に達したのであるというところでありますので、この内容につきましては
は尊重する立場に立つて、ただ基本的な数点の問題について、いま御見解
を承つておるわけでございしますので、誤解のないようにひとつ回答をいたしたいと
思います。

それで、特にこの質疑につきましてひとつのことの御指名は申し上げません
ので、ひとつしつかりとした統一見解を明らかにしていただきたいと。もし、この質疑
に即答できないというふうなところがあるがございしたならば議長さんにひとつ暫時
休憩でもお願いしていただいても結構だと私は思っておりますので、ひとつ明確
にお答えしていただきたいと、かようにお願いいたします。

○議長(田村市郎君)

暫時休憩いたします。

午後一時三十二分

休憩

午後二時二十六分

開議

○議長(田村市郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役(古谷徳男君)

開議員の御質疑に対しまして答弁に調整を要します。

して貴重な時間をとらせて、本当に申しわけございまして。

何点か、四点の質疑があるわけでございすけれども、まず第一点の提案の時期と実施の時期についてのその期間の問題でございすけれども、確かに前回は三ヶ月ぐらゐの余裕があったわけでございす。これらについてもいろいろ早くこういったものを出さなきゃ行くと、こういうことで早くから組織検討委員会を設置いたしましたとして審議をしたわけでございすけれども、いろいろおくれまして今回九月の議会というところでおくれたわけでございす。この点については議会側に打するうぐった委員会条例等のことも出てくるというところはある程度は予想されたわけでございすけれども、いずれにいたしましても、こういった期間の問題について配慮が足りなかったと、こういうことは率直に認めざるを得ないんじゃないかと、このように思ひます。その点、今後そういうことのないように十分期間等々の他のことも配慮しながらやっていきたい、このように思ひます。

それから二点目の件の条例が施行されれば確かにそれに伴う規則の整備、これはかなり範囲が広がります。それから、即今度人事の関係もあるだろうと、そういうことでございまして、人事異動等の準備もしなきゃならない、

こういうことが出てくるわけでございすけれども、これにつきましては、いずれにいたしましても条例が決定した後でないと進められないわけでございまして、これは決定を見てから早急にこういった整備をしていきたい、このように思ひます。

次の三点目の条例と予算との関係でございすけれども、こういった組織改正の条例を出すことに伴う予算というのはい今回が初めてでございまして、過去にはこれに類似するものもございまして予算等でも人件費があったわけではございすけれども、これらも一応議会の御了承を得ながら予算執行をさせていたわけでございす。今回のこの問題につきましては確かに自治法

上の関係からいいますと同時に提案案というのが原則でございす。これらについては今後いろいろ解釈の関係で私もこれでいいんだと、こういうことがいろいろ決定づけられない問題もございすのでこれからいろいろまたこれが審議されることを思ひますので、そういった中におきまして議会側とよく御協議を申し上げて措置の仕方を決めていきたいと、このように思ひます。

それから最後の四番目の点の、直接今回の条例には関係ないですけれども、同じ組織条例の中で御指摘を受けました三条の委任の問題でございす。

けれども、これらも今回一括でやれなかったのかと、こういった御指摘でござい
けれども、今後これは例規審議会の中におきましてよく検討していきたいと思
います。

以上、要点だけ申し上げたわけでございすけれども、答弁とておいていただき
ます。

○二十四番(関 米吉君) たいま 助役さんから私の質疑に対する御答弁
をいただいたわけでございす。

御案内のとおり、本議案は総務委員会に付託という事になっておりま
すので、当該委員会におきましていろいろの問題等につきまして慎重なる審
査をお願い申し上げたいというふうに考えておりますので、私の質疑につ
きましては、ただいまの助役さんの答弁をもって一応了承いたします。

ただ、私はこういった問題をほうらんでいるこの各事例が、最初の質問のときにも
申し上げましたけれど、まさに一方的に、全くあらゆる面の配慮を欠きながら提
案されたという事については、誠に遺憾であると、こういうふうに思っております
であります。たとえば、そのうちの全員協議会におきまして一応審議がなされる

であろうというより、前提に立ちまして委員会各事例を審議するための機関
を議会運営委員会にお願い申し上げなければならぬというより、議会み
ずからがその審議権を制約して臨まなければならぬというより、この各事例の出
方というものは、こういったことは今後絶対に行わないという事を強く要望する
とともに、それを必ず実行していただきたいという事をお願い申し上げまして、細部
につきましては総務委員会に付託という事になっておりますので、私の質疑を
終わらせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○二十五番(原 敏子君) それでは二つ、三つ聞かせてください。

この組織各事例の一部の改正にこの各事例が提案されて、これに伴って市民の生
活、政治——市民との市政の兼ね合いがこれらで以上によりよくなるのではない
かというふうに期待するものですが、その点はどうかいうふうになってますか。

それと、当然これはもう終わっていると思いますが、職員組合との関
係ですね。

それと三点目には、横田基地がある福生市なので、これらで何人の方方も言
われてきたけれども、基地との関係の部署、こういうふうなふうに

考えられてこの条例改正を出されたのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○企画財政部長(王子国利君)

まず、一点の市民との兼ね合いでござりますので、健康官理につきましてはセンターを充実するということがまず大きな市民との兼ね合いである。なお、電算関係につきましても福生としては非常におくれています。これらについても研究をして早晩なるべく電算化を進めたい。それには市民サービスという問題の、いわゆる時間の待たせる期間を短くするといふふうな考え方もあります。また、能率化もありますので、そういう点に二、三あります。そのほかにおきましてやはり消防、防災等の関係におきいて充実をして自主防災会というものの促進をするとか、そういう市民との絡み合いが表面から出たものとしてもその程度ですが、ほかにもずいぶん組織によつて市民にサービスできる点もあるんじゃないかというふうに考えております。

それから、職組との関係でござりますが、これは協議を一応進めまして現段階では一応決定というところでありまして、一応整っておりまして、それから、横田基地との問題ですが、これ、基地自体の問題でなく、われわれの

方のいまの考え方としてはむしろ市町村、あるいは防衛、そういうものとの関係運を強く出しているわけですが、しかし、その一部についてはやはり住宅防音、そういうものも基地との取り巻く問題の中にあると思っております。これらも一応担当はするということになっておりますので、そういう点については一応基地との関係になります。直接基地との折衝ということにはまず担当がやるわけじゃないわけですから、考え方としては現在の事業そのものについての充実を図っていくということだと思います。

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第五十号は総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第五十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第三議案第五十二号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第五十二号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と改正の内容について説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、去る六月の第二回定例会におきまして職員に支給する昭和五十九年六月期の期末手当の支給割合を定める条例を御提案申し上げた際に、勤勉手当の支給について規定している本則の内容が非常に理解できない部分があるという御指摘をちょうだいして、いろいろございまして、これに伴いまして一応改正をいたそうという考え方でございまして、現行の条文におきましては第十一條の三第二項は、前段の規定におきまして勤勉手当の額をやや抽象的に規定をしております。さらに後段において具体的に表現をしております二通りの支給方法にも

読み取れるような内容となっておりますので、規定上、疑義が生じますように条文整備を行うべく本改正案を御提案申し上げる次第でございます。なお、支給の率、あるいは支給の方法等、こういったものについては現行と全く変更はございません。

それでは、改正の内容について説明申し上げます。

職員に支給いたします勤勉手当の額は職員がそれぞれの基準日現在、この場合においてそれぞれの基準日と申しますのは六月の一日と十二月の一日ということに相なります。その基準日現在に受けております給料等に対して、また、給料等というのはこの前の条例第十一條の二第二項において、給料等というのは給料、それから扶養手当、調整手当、住居手当の月額を加えた合計額というところを一応十一條の二で定めております。これがいわゆる給料等でございまして、その給料等に対して六月に支給する場合に、は百分の五十五、十二月に支給する場合は百分の六十五を乗じて得た額に勤務成績に応じて市規則で定める割合を乗じて得た額とするんだという内容の規定に整備をしたものでございます。

なお、附則といたしまして、この各事例は公布の日から施行しようとするものでござります。

以上、大変雑駁な説明でござりますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。説明にかえらば、どういたします。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十二号は、総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。よつて議案第五十二号は、

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第四議案第五十三号 福生市児童育成手当各例

の一部を改正する各例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君)

御指名をいただきまして、議案第五十三号 福生市

児童育成手当各例の一部を改正する各例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

児童育成手当は、都の制度といたしまして、片親の状態、または重度の障害のある父母の義務教育終了前の児童、それと二十歳未満の児童で一定の障害を有する方に市の各事例に基づきまして、手当を支給しているものでございます。今回、児童福祉の向上の一環といたしまして、東京都の児童育成手当に関する各例の一部が改正がなされて、これに伴ひまして、本各例の手当の月額を引き上げようとするものでございます。

内容について御説明を申し上げます。

別表第二中とございすが、これは育成手当の月額でございまして、七千円と七千五百円に、それから障害手当の月額を九千円と九千五百円に改めようとするものでございします。

附則といたしまして、施行期日は五十九年十一月一日から施行しようとするものでございします。

経過措置といたしましては、改正後の児童育成手当条例の規定は五十九年の十月分の手当から適用いたしまして、同年九月以前の月額の手当は従前の例にしようとするものでございします。

なお、御参考までに申し上げますと、現在、育成手当の受給者が五百三十八名、障害手当が五十七名のうちがらうしてございします。

以上でございすが、慎重御審議をいただきまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十三号は厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十三号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第五 議案第五十四号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君 登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 議案第五十四号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容について御説明を申し上げます。

老人福祉手当につきましては、都の制度といたしまして六十五歳以上で常時寝たきりの状態が六ヶ月以上で、今後継続すると認められる方々に市の条例に基づき手当を支給しているものでございますが、今回、東京都の老人福祉手当に関する条例の一部改正によりまして、老人福祉向上の一環として本条例の手当の月額を引き上げようとするものでございます。

内容について御説明を申し上げます。

第三条でございますが、これは老人福祉手当の月額でございますが、現在一万五千五百円を一万六千五百円に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は五十九年十月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置といたしましては、改正後の老人福祉手当の規定は五十九年の十月分の手当から適用いたしました。それ以前は従前の例によるものとするものでございます。

なお、老人福祉手当の該当者の方々は現在七十人でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして、原案御

決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十四号は、厚生委員会に付託したと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十四号は、

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第六、議案第五十五号、福祉市重度心身障害者日

福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 議案第五十五号 福王市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 につぎまして 提案理由とその内容について 御説明申し上げます。

本手当につぎしても前回と同様なものでございますが、これにつぎましては重度心身障害者福祉手当ということで、都の制度といたしまして身体障害者の手帳をお持ちの方、二級以上の方、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方、精神薄弱者中程度以上の方々に市の条例に基づきまして手当を反給しているものでございます。今回、東京都の心身障害者福祉手当条例の一部が改正されました、これによりまして重度心身障害者の福祉の向上の一環といたしまして本条例の手当の月額を引き上げようとするものでございます。

内容につぎましては、第三条でございしますが、手当の月額でございしますが、九千円を九千五百円に改めようとするものでございます。

附則におきまして、施行期日は五十九年十月一日から施行しようとするものでございます。

経過措置といたしまして、今回の改正は五十九年十月分の手当から適用いたしまして九月以前の月額の手当は従前の例にしようとするものでございます。

なお、この方々の該当者でございしますが、身体障害者の一級の方が八十五名、二級が百名、脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方が十五人でございします。それらに精神薄弱の方でございしますが、受入手帳の二度の方が八人、三度の方が十二人、以上の方々に手当を引き上げようとするものでございます。

以上、雑駁でございしますが、説明を終わります。慎重御審議をいただきますとして原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十五号は、厚生委員会に付託し

たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第七 議案第六十六号 福生市国民健康保険

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 議案第六十六号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。六十六号になっておりますが、追加日程に加えていただきましたので別のつづりになっております。

本条例の改正につきましては国会におきまして健康保険法等の一部改正の法律が八月八日に成立いたしました。退職者医療制度が創設されたことにより

まして国民健康保険制度上の一部改正が行われたこと、それから国家公務員及び公共企業体職員にかかる共済制度が統合されたことに伴いまして本条例を改正しようとするものでございます。

ここで退職者医療制度についてろうと申し上げますと、この退職者につきましては国保の加入者で年金制度によります。老齢退職年金の受給者とその扶養家族で、七十歳になって老健法の対象になるまでの間の方々が該当でございます。ウの方々にいたします。医療費等の一部負担金についても一部改正されるものでございます。

次に条文について御説明を申し上げます。

第五條につきましては一部負担金でございますが、第一項は老人保健法の対象者を除き一部負担金の額を定めたものでございます。第一号は退職被保険者とその扶養家族以外の被保険者は従来どおり百分の三十でございますが、二号は退職被保険者の本人の場合に百分の二十でございます。第三号は退職被保険者の被扶養者は、イにおきまして外来の場合に百分の三十と従来と変わりますが、ロの入院の場合に百分の二十と区分をして改正しよう